

# 第6次総量規制の方向性 環境省



第6次水質総量規制の方向性について中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会は、平成17年4月4日までに案をまとめました。

今回の方向性案では、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海のうちの大阪湾で、貧酸素水塊(水生生物の生息に必要な酸素の溶け込み量が少ない水のかたまり)の発生により底生生物が生息しにくくなっている水域があり、その対策を進める必要があると指摘しました。対策の方向性としては、東京湾、伊勢湾、大阪湾について(1)生活排水の高度処理、(2)事業系排水処理の最新技術動向に沿った総量規制基準の設定、(3)環境保全型農業の推進、家畜排泄物法に基づく管理、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善による農林水産系排水の改善、(4)雨水時の水質汚濁負荷を増加させる合流式下水道の改善などの汚濁負荷削減策が示されました。

また、干潟や藻場など自然そのものが持つ水質浄化機能を重視し、(5)残された干潟の保全と失われた干潟の再生、(6)底質改善や貧酸素水塊発生原因の一つである窪地の埋戻し、(8)藻場の保全・再生も進めるべきとされています。

資料:2005年4月4日付 EIC ネット

2005年4月4日付 環境省 HP(報道発表資料)

総務箇所 横山美代子

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

